

議事確認書

薬害肝炎全国原告団・弁護団と厚生労働省は、平成20年1月15日付け基本合意書4(4)に基づき、厚生労働大臣出席の下での定期協議を、令和5年7月26日13時33分から14時42分まで開催し、以下の点を確認した。

当日の協議において厚生労働大臣は、平成20年の基本合意やその後の検証委員会の報告書に沿って被害者の救済や恒久対策、再発防止に取り組んできたところであり、改めて、悲惨な被害を再び発生させることのないよう、医薬品の安全性・有効性の確保に最善の努力を重ね、施策の実施に当たっていくことを表明した。

1 カルテ調査、所在不明者調査及び告知について

原告団・弁護団から、カルテが残っているのであれば全てを調査すること、カルテ調査の結果、製剤投与が判明したのであれば、投与判明者と遺族に確実に告知すること、C型肝炎特別措置法が成立して15年以上が経過しており、大臣が指導力を発揮し、あらゆる手段を尽くして一刻も早く被害者を救済するよう要請があった。

これに対して、厚生労働大臣から、昨年の法改正による新たな請求期限である令和10年1月を踏まえ、できる限り前倒しでの取組が必要であると考えており、カルテ調査については、引き続き医療機関に対応を促しつつ、厚生労働省自身が主体となった調査を強化する等、今年度、来年度で集中的に進め、令和6年度末を目指すこと、所在不明者調査も令和7年度末を目指すことを目指し、その後、速やかに告知を終わらせるよう進めていきたいと回答した。さらに、投与判明者への告知については、引き続き、厚生労働省として医療機関におけるカルテ調査等を支援し、医療機関による製剤の投与を受けた者の確認を促進し、製剤の投与を受けた者肝炎ウイルス検査の受検を勧奨するよう努めていきたいと回答した。加えて、住民票調査によっても所在が不明な者に対しては、一般広報を充実させることによって、救済の対象であることに気づいてもらえるよう、対応を進めていく。また、一般広報以外の手段についても提案してもらいながら前向きに検討していく旨を回答した。

次に、原告団・弁護団から、所在が判明して形式的に告知の通知を送ることができたとしても、内容を十分に確認・理解できない場合があるため、大臣のリーダーシップにより、告知とその後のフォローアップについて、医療機関任せにせず、厚生労働省が積極的・主体的に関わってもらいたいとの要請があった。これに対し、医薬・生活衛生局血液対策課長から、C型肝炎特別措置法上、告知は医療機関が実施する立て付けであり、そこを踏み越えることは難しいため、できる限り医療機関による告知や所在不明者の確認が行われるよう、これまで実施してきたマニュアルの作成や医療機関への要請といった取組を、よりよくする形で引き続き検討したいと回答した。

最後に、原告団・弁護団から、まだ救済されていない被害者の救済に向けて建設的に提案するので、原告団・弁護団とともに取り組んでいきたいが、大臣の決意を伺いたいとの発言があり、厚生労働大臣から、法律上の仕組みは、原告団・弁護団と合意してきたものであることを踏まえ、法の理念に基づき、より実効性があるものにするため、厚生労働省としても知恵を出し、汗をかき、被害者全員が救済される状況を作っていくたいと回答した。

2 裁判による和解手続について

原告団・弁護団から、C型肝炎特別措置法の理念に沿った訴訟進行となるよう、厚生労働省だけでなく法務省に対しても、法の趣旨や理念を共有し、訴訟対応が異なることのないように大臣から指導されたいとの要請があった。これに対して、厚生労働大臣から、C型肝炎特別措置法に基づく救済は、原告団・弁護団の要望も踏まえ、司法による事実認定スキームが採用されている以上、証拠を収集し、事実認定を求める必要があるが、基本合意書と覚書において一定のルールができあがっているため、国としてはこれらに基づき、一貫した対応を図っていく。これまでのルールと齟齬する事例があれば、ご指摘いただいた上で、我々の中でも共有すると回答した。

3 重度肝硬変・肝がん患者治療研究促進事業について

原告団・弁護団から、今後の制度の在り方について検討しているとのことだが、これは助成要件のさらなる緩和と理解して良いか、現在の具体的な検討状況を明らかにするよう発言がなされた。これに対して、厚生労働大臣から、令和3年度の事業内容の見直しにより、令和3年度の助成件数は前年度の約3倍に増加したものの、自治体や医療機関ごとに実績や取組状況にばらつきがあることから、まずは本事業の周知・啓発を行うとともに、好事例を横展開し、自治体や医療機関における取組が進むようにしたいと回答した。

この回答を受けて、原告団・弁護団から、過去にも周知を徹底すると言われた事業はあるが、結果が出ていないため、本当に周知徹底だけで十分と考えているのかとの発言があり、厚生労働大臣から、単に使われていないことが原因であれば、まずは周知や医療機関への要請を行わなければ、どれだけ要件を緩和したとしても様々な地域で享受されないため、周知等をしっかり行うことが原点であると回答した。

4 ウィルス性肝炎を含む感染症患者に対する偏見・差別について

原告団・弁護団から、肝炎対策基本方針が改正されて1年半が経過したことを踏まえ、肝炎患者の人権を尊重するために「どのように振る舞うべきかを考え、学ぶ」ことについて、どのように実現するのか、具体的な考えを明らかにするよう発言がなされた。

厚生労働大臣からは、令和5年度から令和7年度にかけて実施する厚生労働科学研究において、肝炎ウィルス感染症に対するアンケート調査、相談事例を解析し、ホームページ等において発信するとともに、公開シンポジウムの開催等を行うことにより、効果的な取組につながるようにすること、また、これまでウィルス性肝炎についての正しい知識の普及・啓発に取り組んできたが、様々な感染症があるため、感染症教育として望ましい内容や対象といった具体的な課題を患者団体と厚生労働省の担当者で事務的に検討した上で、人権教育を所管する文部科学省ともよく連携したいと回答した。

この回答を受けて、原告団・弁護団から、患者団体の意見を聴いた上で、その内容を肝炎対策推進協議会で説明し、議論できる場を作つてほしいとの要請があり、厚生労働大臣から、検討の場としては、肝炎対策推進協議会や様々な場において、意見交換しながら進めていくことがいいと考えており、具体的なやり方については、事務局との間で詰めてほしいと回答した。

5 医薬品等行政評価・監視委員会における海外実地調査について

原告団・弁護団から、医薬品等行政評価・監視委員会の活動を意味のあるものにするために、委員が現地に赴き海外調査ができるよう、今年度中に対応するよう要望があった。これに対し、厚生労働大臣から、予算措置の関係上、今年度は困難だが、現在、令和6年度予算の概算要求に向け、海外調査の費用も検討しており、医薬品等行政評価・監視委員会においてより充実した議論ができるよう、予算要求等の努力をしていくと回答した。

さらに原告団・弁護団から、この委員会の活動は、ひいては国民全体にその便益が返ってくるものであるから、予算について最大限の配慮をいただきたいと要望があり、厚生労働大臣から、令和6年度予算の獲得に向けて、最大限の努力をすると回答した。

6 薬害研究資料館について

原告団・弁護団から、原告団・弁護団と厚生労働省の担当部署とが密に協議することを約束するよう要請があり、厚生労働大臣から、近日中に新法人が正式に発足されると聞いていたため、それも踏まえて、今後の検討の進め方を整理したいと回答した。

次に、原告団・弁護団から、本来、薬害研究資料館の運営主体は、最終的には国が実施すべきものであり、被害者の高齢化により資料の散逸が進んでいることから、来年度から、設立準備中の新法人が国から事業委託が受けられるよう予算措置を講じて欲しいとの要請があった。これに対し、厚生労働大臣から、薬害研究資料館の設立に向けては、当事者の声を尊重しながら進めていく必要があること、また、薬害肝炎検証・検討委員会の最終提言は、政府に対して、薬害に関する資料の収集・公開などを恒常的に行う仕組みを設立すべきと求めていることを踏まえ、今後の対応、検討を進めていくこと、また、一般論として、予算確保に向けた具体的な方法を検討するに当たっては、民間法人が自ら行う活動について国が支援する場合は補助、国が本来行う事業を代わりに行う場合は委託となるが、補助の場合は法人の自主性を活かした活動が可能である一方、委託の場合は国からの委託内容そのものを実施するためフリーハンドの部分がかなり制約される可能性があり、さらに、委託内容が実施されない場合には委託費の全額返還等の一般的ルールに則った対応が必要となること、委託に当たっての様々な手続には公平・公正が求められることを踏まえて検討したいと回答した。

さらに、原告団・弁護団から、深く熟議を重ねるとともにスピード感が必要であり、大臣も同じ認識か、との発言があり、厚生労働大臣から、資料館の実現に向けた一番いい方法の具体的な議論について、スピード感を持って進めることは、今まで変わらない姿勢であると回答した。

また、原告団・弁護団から、委託についてよく話し合うのであれば、速やかに委託額を提示するよう担当部署に指示してほしいとの要望がなされたが、これに対して、厚生労働大臣から、本当に委託でいいのかという点も含めてよく議論が必要であり、主体的に取り組む立場と認識し、具体的な中身について、制度等をよく理解した上で、手続を一つ一つ丁寧に、かつ、スピード感を持って取り組んでいくと回答した。

令和5年10月27日

厚生労働省健康・生活衛生局長

大坪 寧子



厚生労働省医薬局長

城 壽文



厚生労働省大臣官房危機管理・医療技術総括審議官

森 光敬子



薬害肝炎全国原告団

浅倉 美津子



薬害肝炎全国弁護団

鈴木 利廣



國

印

印

印

金石錄
卷之二